

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付は令和4年9月末をもって終了しました。

◎「生活困窮者自立支援金」「住居確保給付金」につきましては、国（厚生労働省）の管轄となっております。各コールセンターは下記のとおりです。

- ・「緊急小口資金・総合支援資金」相談 0120-46-1999
- ・「生活困窮者自立支援金」相談 0120-46-8030
(申請期間：令和4年12月末日まで)
- ・「住居確保給付金」相談 0120-23-5572
(申請期間：令和4年12月末日まで)